



「VOICE 農業の現場から」は、京都府福知山市三和町で農業を営む、農業生産法人(株)京都府天田郡みわ・ダツシュ村が、日本の食の安全と農業の発展を願い、農業の現場・農政の矛盾・国民への投げかけを、メディアの皆様へ発信するものです。食料自給率が低迷する中、農業改革は日本にとって必至です。メディアの皆様には様々な角度から農業を見ていただきたいと思います。情報提供をさせていただきます。

VOL.03 無意味な「農地法改正」

●農地法改正は農業参入の自由化にならない

平成21年12月15日、農地法が改正された。これまでは自作農主義（土地所有者が直接耕作すべき、という考えかた）が貫かれていたのに対し、改正した農地法では所有権と耕作を切り離して、農地の賃貸による農業経営が可能になった。農地法改正前後は「企業の農業参入が可能に！」「農業参入自由化」といった文言を新聞やネット上で見る機会も多くあった。

だが、この法改正は農業従事者から言わせると、農業参入自由化という視点ではまったくの無意味だ。

これは何も難しい話ではない。企業経営者や経営者の視点がある人なら誰もが導き出せる結論だ。

農業を営むにあたり必要となるコストは大きく2つ。農地取得コストを別とすれば、そのうちの1つは生産資材、そしてもう1つは人件費である。自営的農業であれば家族が労働を提供するので人件費はゼロと考えられる。一方、大規模農業の場合農地を集積化し労働力を抑える努力を図る。自営的農業の場合も企業による大規模農業の場合も共通して言えることは、農作物を栽培し販売することによる利益率は一般的にとっても低く、ブランディングに成功している場合を除き、様々なコストカットの取り組みをしてようやく継続できるという現状である。

このような現状を知っていれば、「農地法が改正されたので、一般企業が農地をリースして農業をすることが可能になった」と農業参入自由化をアピールすることは、まったく意味がないとすぐにわかる。毎月農地

リース料を払いながら利益を出すのは非常に難しいことだ。

今回の農地法改正により、食品メーカー、飲食業を展開する企業、大規模展開するスーパーの農業新規参入が相次いだ。自社で運営する農場で農作物を育てれば、安定供給はもちろん、安全面の管理も自社でできるからだ。去年末から今年にかけて、農業参入する企業の情報をマスコミが多く取り上げた。ところが、今取り上げられているのは、その農業参入した企業が農業から撤退するという事実である。

ある程度の規模で農業に新規参入した場合、すぐに黒字化するわけではない。初期投資や人材育成にかかるコストの回収には何年もかかる。さらに、農業は自然が相手なため、予期せぬ事態が頻発する。また安定した収穫を得られるようになるまでも年数がかかる。規模が大きければ大きいほど黒字化するまでの投資額も多くなり、それに賃料もプラスされてくるため、単純な話、黒字化できるまで持ちこたえることができないのだ。

●農業参入自由化は、農地の流動化から

平成21年12月の農地法改正は農業参入自由化にはまったく繋がらないことは上述の通りである。ではどうすれば良いか？答えはシンプルで、農業をしたい人（個人・法人）は誰でも農地を取得できるようにすれば良いのである。法改正で農地取得（リースではない）を自由化すれば良いのだ。加えて兼業農家の農地の固定資産税、相続税優遇をやめれば、有効活用されていない多くの農地が市場に流れ、個人も法人も利用目的に応じた規模の農地を激安で購入することができる。これが農業参入自由化への一歩である。

耕作放棄農地問題に取り組む、みわ・ダツシュ村

当社は、限界集落を有する過疎地の三和町に点在する耕作放棄農地を購入して開墾し、優良化した農地で完全無農薬有機で農業をしております。耕作放棄農地は「眠れる資産」ですが農地の取得が自由にできないままでは耕作放棄農地は眠ったままです。当社は、農地法が耕作放棄農地問題や食料自給率低迷問題に与える強い影響を声をあげて情報発信し、農業改革を求めています。

■お問合せ先：農業生産法人・株式会社京都府天田郡みわ・ダツシュ村（略称・みわ・ダツシュ村）
代表取締役村長清水三雄（しみずみつお）

■住所（京都四条オフィス）：〒600-8412 京都市下京区烏丸綾小路下がる西側 四条地下鉄ビル6F

■TEL：075-954-6666（代表取締役村長 清水三雄直通）

みわ・ダツシュ村

検索